

# にほんばし島根館商品モニタリング実施要領

## 1 趣旨

この要領は、にほんばし島根館における商品モニタリングに関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 制度の目的

首都圏消費者ニーズの把握及び新商品に対する商品評価を得るため、にほんばし島根館を活用した商品モニタリングを行うものとする。

## 3 対象商品

にほんばし島根館に新たに出品された商品のうち、食料品を対象とする。

## 4 申請方法

### (1) 申請先

商品モニタリングを希望する事業者等は、「にほんばし島根館出品要領」に基づく出品申請書とあわせて、「モニタリング申請書」(別紙1)をにほんばし島根館館長(以下、「館長」という)に提出するものとする。

### (2) 申請期限

モニタリング実施を希望する月の6ヶ月前からモニタリング実施を希望する月の前々月末まで受け付ける。

## 5 受理審査

受理審査として、にほんばし島根館商品選定基準及び表示等のチェックをおこなう。

## 6 モニタリング概要

モニタリングは次に挙げる手段で実施し、販売実績、商品の外観、価格及び味等を評価項目とする。

- (1) にほんばし島根館モニタリングコーナーでの販売
- (2) 在宅モニターによるモニタリング
- (3) パートナー店バイヤーによる商品評価ヒアリング
- (4) キッチンステージでの対面販売

## 7 消費者モニター

- (1) 出品商品に対する意見を求めるため、消費者モニターを募集する。
- (2) 消費者モニターに係る個人情報、島根県東京事務所が管理する。

## 8 商品評価会議

モニタリング結果を取りまとめ、評価するため、商品評価会議を設ける。

- (1) 商品評価会議は、島根県東京事務所、社団法人島根県物産協会東京支部、その他有識者から構成する。
- (2) 商品評価会議は、必要に応じて開催する。

## 9 モニタリング結果報告

商品評価会議において取りまとめた結果は、館長が「にほんばし島根館商品モニタリング結果報告書」(別紙2)により申請事業者に報告する。

## 10 モニタリング経費

モニタリングに係る経費については、次のとおりとする。

- (1) 消費者モニターへ送付するサンプル経費は、参加事業者負担とする。
- (2) テスト販売にあたっては、(社)島根県物産協会東京支部と委託販売取引の手続きを行うこととする。
- (3) その他の経費は、にほんばし島根館の負担とする。

## 11 その他

この要綱に定める事項のほか、この事業の実施に関し必要な事項は、商品評価会議にて決定する。

附 則

この要領は、平成21年6月9日から施行する。